

地方独立行政法人公立甲賀病院  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

地方独立行政法人公立甲賀病院職員の女性が活躍できる職場を目指して次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日から令和8年3月31日までの 5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (職業生活に関する機会の提供)

女性管理職が少ない職種について女性管理職の占める割合を10%以上目指す

《実施時期・取組内容》

- ・ 令和3年 7月～ 職種・男女に関わらず経営を見据えた人材育成研修を実施する
- ・ 令和4年 4月～ 女性職員の意識調査のためアンケートを実施する
- ・ 令和5年 4月～ 女性職員が将来のキャリアプランを描けるロールモデルの普及を推進するため研修を実施する
- ・ 令和6年 4月 管理職になった女性職員を講師（または外部講師）として研修を実施
- ・ 令和7年 4月 女性管理職が途絶えることなく育成を継続する

目標2 (職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備)

男性の育児休業取得率を20%～30%を目指し、平均取得期間を2週間以上とする

《実施時期・取組内容》

- ・ 令和3年 9月～ 育児休暇・介護休暇・不妊治療休暇等制度の周知度を確認する
- ・ 令和4年 2月～ 育児休業取得に関する管理職対象の説明又は、周知文章の配付  
育児休業法改定に伴う、説明会の実施または、周知文章の配付  
個別相談・取得の意志確認を開始する
- ・ 令和5年 4月～ 育児休業を取得しなかった労働者の状況把握  
アンケート等の実施
- ・ 令和6年 4月～ 育児休業を取得した労働者の声（コメント）配偶者の声（コメント）を  
院内HP等で公開
- ・ 令和7年 4月～ 男性育児休業取得率の公表